

保護者各位

台東区 教育委員会

緊急事態宣言による保育所等への登園自粛の要請

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による緊急事態宣言が東京都に発令されました。同特措法に基づき台東区内の保育所につきましては、新型コロナウイルス感染症をこれ以上広めないことを目的として、4月10日(金)から5月6日(水)まで登園の自粛を要請いたします。

保育所では、今後も児童の健康状態の把握、石鹸での手洗い、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき対応していきますが、感染者や濃厚接触者がでた場合には、臨時休園となることも十分にあります。

以上の点をお考えいただき、勤務先等ともご相談のうえ、できる限り登園の自粛をお願いいたします。

ただし、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要なご家庭、仕事を休むことが困難なご家庭の方の対応については、園にご相談のうえ別紙の保育利用申請書の提出をお願いいたします。

保育料につきましては、日割り計算で減額いたします。詳細は別途お知らせします。

※あくまでも現段階での判断であり、今後の状況の変化により、国や都の方針が新たに示された場合は、その状況に応じた判断をいたします。